

経営事項審査（令和2年4月改正）について

令和2年4月
島根県土木部土木総務課
（建設産業対策室）

令和2年4月1日以降に経審を受審される方は、令和2年4月1日改正事項に留意してください。

令和2年4月1日改正部分

1. 建設業法施行規則の一部の改正

(1) 改正内容

登録基幹技能講習を修了した者に準ずる者を次のとおり定める。

①建設技能者の能力評価制度（建設キャリアアップシステム）において評価が最上位の区分に該当する者について。（レベル4技能者）

②同制度において、評価が最上位に次ぐ区分に該当する者。（レベル3技能者）

(2) 有資格コード及び点数

①レベル4技能者：704 3点

②レベル3技能者：703 2点

(3) 認定能力評価基準と当該各基準に対応する建設業 別紙参照

(4) 資格要件の確認資料

能力評価（レベル判定）結果通知書を添付してください。

2. 施行年月日

上記の取り扱いは令和2年4月1日以降審査分から適用します。

今回の改正では、様式の変更はありません。

3. 再審査

○ 令和2年3月31日以前に経営事項審査の評価結果通知を受けたものについては、建設業法第27条の28に基づく再審査の申立を行うことができます。希望者のみが対象となります。

○ 再審査の手数料は無料です。

○ 今回の改正による再審査請求は、4月1日から120日間（令和2年7月29日まで）の期間に受付となります。

別紙

認定能力評価基準と当該各基準に対応する建設業

技術職員数値の算出における、レベル4技能者又はレベル3技能者の技能の区分の取扱いについては、次の表の左に掲げる認定能力評価基準ごとに、それぞれ同表の右に掲げる建設業の種類の内いずれかに計上するものとする。

電気工事技能者能力評価基準	電気、電気通信
橋梁技能者能力評価基準	とび・土工、鋼構造物
造園技能者能力評価基準	造園
コンクリート圧送技能者能力評価基準	とび・土工
防水施工技能者能力評価基準	防水
トンネル技能者能力評価基準	とび・土工、土木
建設塗装技能者能力評価基準	塗装
左官技能者能力評価基準	左官
機械土工技能者能力評価基準	とび・土工、土木
海上起重技能者能力評価基準	しゆんせつ、土木
PC技能者能力評価基準	とび・土工、鉄筋、土木
鉄筋技能者能力評価基準	鉄筋
圧接技能者能力評価基準	鉄筋
型枠技能者能力評価基準	大工
配管技能者能力評価基準	管
とび技能者能力評価基準	とび・土工
切断穿孔技能者能力評価基準	とび・土工
内装仕上技能者能力評価基準	内装仕上
サッシ・カーテンウォール技能者能力評価基準	建具
エクステリア技能者能力評価基準	とび・土工、石、タイル・れんが・ブロック
建築板金技能者能力評価基準	屋根、板金
外壁仕上技能者能力評価基準	左官、塗装、防水
ダクト技能者能力評価基準	管
保温保冷技能者能力評価基準	熱絶縁
グラウト技能者能力評価基準	とび・土工
冷凍空調技能者能力評価基準	管
運動施設技能者能力評価基準	とび・土工、造園、舗装、土木
基礎ぐい工事技能者能力評価基準	とび・土工
タイル張り技能者能力評価基準	タイル・レンガ・ブロック
道路標識・路面標示技能者能力評価基準	とび・土工、塗装
消防施設技能者能力評価基準	消防施設
建築大工技能者能力評価基準	大工
硝子工事技能者能力評価基準	ガラス
ALC技能者能力評価基準	タイル・れんが・ブロック
土工技能者能力評価基準	とび・土工、土木